

おさえとおきたいルール

～安心して楽しく活動するために～

PACN 赤地 めぐみ

2025年5月10日
PTA/保護者会 基本の『き』
～新年度、楽しく始めよう～

入会届・退会届って必要？

PTA/保護者会は入退会自由の任意加入団体



「入学した人は全員入会」

「会費を払ったから自動的に会員」という

「みなし会員」はトラブルにつながりがち

入会届・退会届を整備しておくことで
トラブルを未然に防ぐことができる



入会
します！



退会
します！

入会届・退会届って必要？

手続きをきちんと整備

+

情報や活動をオープンに

↓

保護者の理解につながる

もし会員が減っても、
その人数に合ったペースでできる活動を
考えれば大丈夫

そうは言っても、
「入会届」を作ったら
会員が減りそうで...



個人情報保護って聞くとけれど...

●個人情報

名前、クラス、住所、電話番号、
メールアドレス、写真（肖像権）etc...

特定の個人を識別できる情報

（組み合わせて特定できるもの含む）

1.取得・利用 ▶勝手に使わない！

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知又は公表する。



2.保管・管理 ▶なくさない！漏らさない！

- 漏えい等が生じないように、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。



3.提供 ▶勝手に人に渡さない！

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。



4.開示請求等への対応 ▶お問合せに対応！

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
- 苦情に適切・迅速に対応する。

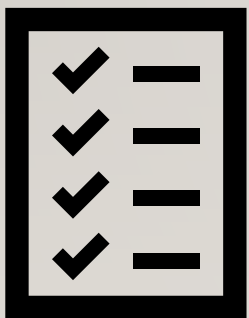


政府広報オンライン(2025.2.26)

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html#fourthSection>

個人情報保護って聞くと…

必要な情報だけ！



事前に
目的を明らかに
(事前の同意)



本人の許可なく
学校から
名簿はもらわない



適切な管理



目的が終了したら
破棄



会費について

会費の集金は入会した人からだけ！

+

PTA/保護者会の目的

在籍している子ども達全員の学校生活をサポートする

子どもの待遇に
差は付けない

どう使っているかを
オープンにすることで信頼感UP

集まった金額で
できる運営を

保険について

PTA活動の「もしも」に備えて

PTA行事
参加中のケガ

事故による法律上の賠償責任
(対人・対物)

飲食物に起因した
損害賠償責任

- P T A 団体総合補償制度：PTA連合会（日P関連）に加入している単位PTA が加入可能
- 全Pの提供するPTA団体補償制度
- 地方自治体などの学校ボランティア保険
- 各種民間保険

まとめ

ルールは、
安心して楽しく活動するための
お守り

あらかじめクリアにしておくことで、
やりたい活動がやりやすく

